DEPARTMENT OF THE ARMY
HEADQUARTERS, U.S. ARMY JAPAN AND 9TH THEATER SUPPORT COMMAND
UNIT 45005
APO AREA PACIFIC 96343-5005

REPLY TO
ATTENTION OF

（翻 訳 文）

APAJ-IG

2004 年 3 月 30 日

在日米陸軍 MLC / MC / IHA 従業員宛覚書

主題: MLC / MC / IHA 従業員の監察官へ苦情を申し立てる権利、及び 監察官の援助を要請する権利について

1. すべての MLC / MC / IHA 従業員には、監察官(IG)に苦情を申し立てる権利、および監察官の援助を要請する権利があります。申し立てには、ある程度確実に不正・浪費・乱用行為を示していると思われることがらも含まれます。

2. 監察官室を訪れる前に、まず直属監督者に相談したり、下記の手続きを利用したほうがより迅速かつ簡単に問題解決がはかれるかどうかを考える必要があります。

a. 基本労務契約・諸機関労務協約には、雇用に関する苦情申し立て手続きが定められています。この種の苦情や、関係諸規則・手続きについて質問がある場合は、日本人人事事務所管理従業関係調整課(内線 263-4938 または 3574)、もしくは勤務基地の人事事務所各支部へお問い合わせください。

b. セクハラに関する苦情がある場合は、在日米陸軍雇用機会均等事務所(EEO)(内線 263-7182)か、日本人人事事務所管理従業関係調整課(内線 263-4938 または 3574)へお問い合わせください。沖縄の従業員は第 10 地域支援郡雇用機会均等事務所(内線 644-4143)へお問い合わせください。

c. 危険な職場(安全でない、または健康を害するような)環境については、在日米陸軍安全課(内線 263-4464)へ報告するか、2000 年 2 月 29 日発行陸軍規定(AR) 385-10「陸軍安全プログラム」第 3 章に定められている手続きに従ってください。

3. 雇用問題以外の苦情、または人事措置に対する苦情処理が契約・規則どおりに行われていないという苦情があり、直属監督者によってまだ問題解決がなされていないと思われる場合は、下記在日米陸軍監察官室まで直接訪ねるか、文書または電話でご連絡ください。

Printed on Recycled Paper

時間:	0730-1700
事務所:	建物番号 101、部屋番号 E-109
郵便宛先:	軍郵便　Office of the Inspector General (APAJ-IG), U.S. Army Japan APO AP 96343-5005
	国内郵便　〒228-8920 座間市キャンプ座間建物 101 部屋 E-109 在日米陸軍監察官室(APAJ-IG)
電話:	046-251-1788 内線 263-3821
E メール	USARJIG@zama.army.mil

4. 在日米陸軍監察官室の返答が公平でない、完全でない、または法律・規則にのっとっていないと思われる場合、あるいは監察官室に連絡したことにより自己の利益が損なわれたと思われる場合は、太平洋陸軍監察官室(the Office of the Inspector General (APIG), U.S. Army, Pacific, Fort Shafter, HI 96858-5100) へ文書で苦情を提出することもできます。さらに、陸軍省監察官室(Department of the Army IG) または国防省監察官室(Department of Defense IG)へ問い合わせることもできます。電話番号は下記の通りです。

陸軍省監察官室:	(国際電話) (703) 601-1016 / (軍電) 329-1060
FAX:	(国際電話) (703) 607-5956 / (軍電) 327-5956
国防省監察官室:	(国際電話) (703) 604-8569 / (軍電) 664-8543
FAX:	(国際電話) (703) 604-8310 / (軍電) 664-8310
E メール:	hotline@dodig.osd.mil

5. MLC / IHA / MC 従業員はすべての面で公平に扱われます。監察官室へ苦情を申し立てる際に、妨害、束縛、干渉、強制、差別待遇、または報復を受けたりすることがあってはなりません。監察官室に苦情を提出したことを理由に、監督者が MLC / MC/ IHA 従業員に対して報復行為を行った場合は、その監督者は制裁の対象となり得ます。しかし、従業員が、監察官に対し故意に虚偽の申し立てをした場合、その者は制裁の対象となります。

6. 陸軍規則 20-1、1 章 12 項には、監察官はできる限り、秘密を守る義務を負うとあります。これは、監察官に援助求めた方々、苦情を申し立てた方々、監察官の行う調査に協力した方々、証拠を提出した方々、その他監察官と接触した方々など、監察官と接するあらゆる方々に対して秘守義務を負うことを意味します。

エルバート N. パーキンズ
少将、米陸軍
司令官